



こんにちは、牧みゆきです。



大寒を過ぎ、穏やかな春の訪れを心待ちにするこの頃。今号より紙面のデザインを一新し、気持ちも新たにスタートしました。より読みやすく、伝わりやすい紙面で市政を身近に感じてお読み頂ければ嬉しいです。

西宮市議会議員 牧みゆき

## 12月定例会を終えて

財政構造改善実施計画への  
パブコメ件数は1510件

12月定例会では、補正予算や指定管理者の指定などの審議に加え、令和7年夏頃から実施予定の公共施設の利用料金の改定や、福祉減免制度の見直しについても審議されました。一般質問や委員会では、これらの議案に加え、**2年連続で約40億円の赤字を計上する**など喫緊の課題となっている市の財政難と今後の対応についての質問や指摘が多くありました。

市は財政難への対応策として「**西宮市財政構造改善実施計画**」を策定するとしています。昨年11月25日から1ヶ月間、計画について市民からの意見(パブリックコメント)を募集し、市政ニュースやホームページ等で広報したところ、**675人から1510件にもものぼる意見が寄せられ**市民の関心の高さが示されています。

**寄せられた意見への回答は、2月中旬にホームページ等で公表される予定**です。

### お知らせ

#### 第10回 牧みゆき 市政報告会

3月29日(土) 10時～  
中央公民館

(西宮北口駅南側 プレラにしのみや内)

定例会ごとに市政報告会を開いて、紙面やblog等では伝えきれないことをわかりやすく伝え、一緒に市政(暮らし)を考えていけるよう活動しています。その他、気楽にお話していただける茶話会やオンライン市政報告会も開催。詳細・申込みはホームページやLINE@などを通じてお知らせしています。(裏面下部の二次元バーコードからアクセスできます)

## 財政構造改善実施計画について

財政構造改善実施計画については、計画の見通しの正確性や実効性についてなど様々な指摘がありました。しかし、私が特に問題視しているのは、施設総量や人事給与制度、外郭団体に関する問題など**財政難につながる課題としてこれまで議会や外部監査で繰り返し指摘されてきたにも関わらず、是正されてないものが多い**という点です。大幅な赤字が常態化しているのは、社会保障費の増大など社会的な要因もあります。しかし、**生じた課題や変化に対して運用を最適化できないままに、問題を長期化させてしまう市の体制や姿勢こそ深刻な問題**と言え、**財源さえ確保できれば問題ないということではありません。**

市は、計画により5年で赤字から脱却できる見通しとしていますが、現時点では、一時的な財源確保による当面の収支改善が中心の計画と言えます。計画が実質的な「構造改善」となるよう進捗をしっかりと見守り、必要な提言を行うとともに、皆さんへの報告も欠かさず行って参ります。



12月14日第9回市政報告会では財政のことを中心にお話しました。

政治はあなたの暮らしそのものと言っているほどに自分事。

共に政治を考え、みんなで創っていきませんか？

## 市の太陽光発電設備のガイドラインが改訂されます。

私は9月定例会の一般質問でゼロカーボンシティ推進事業(脱炭素化事業)について取り上げ、太陽光発電事業導入の前に、まずは実態把握や規制の見直しを行うべきであると指摘しました。その結果、**2017年から更新されていなかった「西宮市太陽光発電設備の設置・管理ガイドライン」が今年度中に改訂されることになりました。**

温暖化対策の1つとして導入が推進されてきた太陽光発電は、全国で様々な問題が生じていることが明らかとなり、各省庁が対策に乗り出しています。都道府県や市町村でも設置や管理の規制等が見直され、兵庫県は昨年10月から一定条件以上の設備に許可制を導入するなど規制を強化しました。しかし、**対象が限定的であることや、規制される前にできた設備には対応できないこと、市のガイドラインに法的拘束力はなく設置者に自主的な取組みを促すものであること**など、課題は多く残ります。

こうした中、人にも環境にも優しいという目的に適ったものにしていくには、**再エネ・脱炭素事業のメリットだけでなく、リスク面や実質的な費用対効果についても見識を深める必要があります。**市は施策全体を見直すほか、必要な知識や情報の更新を行うことで、市民や事業者が適切に判断したり管理運用できるよう促すべきです。

### 令和6年10月施行 県の太陽光発電設備設置に関する 規制強化のポイント

#### ○許可制の導入

**事業区域の面積が5,000㎡以上かつ  
民有林で3,000㎡を超える造成を行う場合は許可が必要。**

#### ○事前手続の義務付け

#### ○指導権限や罰則の強化

#### ○自然環境との調和を明示

#### ○廃棄の適正措置を設置者の責務に追加

★条件に該当しない設備、規制前にできた設備は、規制の対象外となる

★市町村で条例の対象となる面積の引き下げ等も行えるが、その場合、市独自で管理が必要

### 私達の声をかたちに



### 予防接種の副反応疑いは 3つの方法で報告できます

- ・医療機関による報告
- ・個人の申告による報告
- ・自治体窓口からの報告



←新設されたページから  
ご確認下さい。

## 予防接種の副反応疑い報告に関する 要望が実現しました。

11月28日、市に予防接種の副反応疑い報告に関する要望書が市民から提出され、当日はテレビでも報道されました。予防接種を受けた後に起こる副反応には様々な症状があり、ワクチンの安全性にとって重要な情報となるため、**医療機関は副反応疑い報告制度を通じ報告する義務があります。****要望書は報告制度やその方法について周知を図ることと、医療機関に対して報告を促すよう求める内容で、私も提出に同席しました。**

市は要望事項に対し積極的に取組み、**今年1月にホームページに該当ページを新設・公表**しました。また改めて**医療機関に副反応疑い報告制度及び予防接種健康被害救済制度に関する通知を行う**としていきます。

私は、新型コロナワクチンなどのmRNA型遺伝子ワクチン含め新しいワクチンが次々に開発・奨励される近年において、**これらの制度が担う役割と重要性は高く、誰もが知っておくべき制度だと考えています。**よって市の迅速な対応を高く評価しており、提出者の方からも他自治体の先行事例となればと期待されています。

